

岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱

(通則)

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する者が就農の準備段階から就農開始を経て経営が確立できるよう、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、予算の範囲内で農業次世代人材投資資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、実施要綱、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知）及び岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象事業)

第2条 前条に規定する事業は、実施要綱別表の1のイに掲げる事業とする。

(資金の額)

第3条 資金の額は、次に掲げる額を上限とし予算の範囲内で交付する。

- (1) 経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人あたり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120万円を交付する。
- (2) 夫婦合わせて交付する場合は交付期間1年につき225万円以内とする。ただし、経費の算定に用いる資金の額は、令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知（以下「令和4年改正通知」という。）による改正前の実施要綱（以下「改正前の実施要綱」という。）別記1第5の2の（2）の規定によるものとする。

(交付期間)

第4条 交付期間は最長5年間とし、改正前の実施要綱別記1第5の2の（2）の規定により決定する。経営開始後1年を超えて申請した場合は、既に経過した年数分は交付の対象とはならない。

(交付対象者)

第5条 資金の交付対象となる者は、改正前の実施要綱別記1第5の2の（1）の規定を満たす新規就農者であり、令和3年度までに第7条第1項の規定の承認を受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。

(青年等就農計画等の承認申請)

第6条 資金の交付を受けようとする者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に様式第1号の農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）を作成し、市長に申請しなければならない。

(青年等就農計画等の承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、青年等就農計画等の内容について審査し、資金を交付して経営の開始及び定着を支援する必要があると認めた

場合は、青年等就農計画等を承認し、審査の結果を様式第2号の青年等就農計画等の承認通知により資金の交付を受けようとする者に通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うものとする。

（青年等就農計画等の変更）

第8条 前条第1項の承認を受けた者は、青年等就農計画等を変更しようとするときは、計画の変更を市長に申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合はこの限りでない。

2 市長は、前条の手続きに準じて変更の承認をするものとする。

（資金の交付申請）

第9条 交付対象者は、様式第3号又は第4号の交付申請書を作成し、市長に資金の交付を申請する。交付申請は半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

（資金の交付決定）

第10条 市長は、前条に規定する資金の交付の申請を受理したときは、当該申請に係る書類を審査し、適当であると認めた場合は、資金の交付を決定するものとする。

（交付決定の通知）

第11条 市長は、資金の交付の決定をしたときは、交付対象者に通知するものとする。

2 前項の通知には、資金を交付するに当たっての必要な条件を付することができるものとする。

（申請の取下げ）

第12条 交付対象者は、当該決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して15日以内に資金の交付の申請を取り下げることができるものとする。

（交付の中止）

第13条 交付対象者が交付の中止をしようとする場合は、様式第5号の中止届を市長に提出しなければならない。

（交付の休止）

第14条 交付対象者が交付の休止をしようとする場合は、様式第6号の休止届を市長に提出しなければならない。なお、休止期間は原則1年以内とする。また、休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合は、様式第7号の経営再開届を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は1度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができる。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、様式第7号の経営再開届と合わせて第8条の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請するものとする。ただし、改正前の実施要綱別記1第5の2の（2）のイに規定する夫婦で

農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

（返還免除の承認）

第15条 交付対象者は、病気や災害等のやむを得ない事情により返還免除に該当する場合は、様式第8号の返還免除申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により承認するときは、交付対象者に通知するものとする。

（状況報告）

第16条 交付対象者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を様式第9号にて市長に提出しなければならない。また、交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の作業日誌を様式第10号にて市長に提出しなければならない。なお、交付期間終了後5年間の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農届を様式第11号にて市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに就農中断届を様式第12号にて市長に提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届を様式第13号にて市長に提出しなければならない。

（サポート体制の整備）

第17条 市長は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」及び「農地」の各課題に対応できるよう、愛知県普及指導センター、あいち三河農業協同組合、岡崎市農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。また、同体制の中から、交付対象者ごとに「経営・技術」、「営農資金」、「農地」のそれぞれの専属の担当者からなるサポートチームを選任し、交付対象者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。令和3年度以降に採択された交付対象者のサポートチームについては、新規就農者の農業経営、地域生活等の諸課題に対して適切な助言及び指導が可能な農業者を参画させることを必須とする。

（交付対象者の中間評価）

第18条 市長は、交付対象者の交付期間3年目が終了した時点で、当該交付対象者の中間評価を実施する。

2 市長は、前条第1項に規定するサポートチーム、愛知県普及指導センター等の関係機関や指導農業士等の関係者で構成する評価会の意見を踏まえて前項の中間評価を行うものとする。

3 市長は、改正前の実施要綱別記1の第7の2の（6）のウの評価基準により、就農状況報告や決算書等の関係書類、現地確認の状況等を参考にしながら、原則として面接により次項の評価区分のうち該当する区分に決定する。

4 評価区分は、A（順調）、B（順調ではない）とし、市長は、評価区分に応じて

次の表に掲げる対応を交付対象者に行うものとする。

評価	対応
A 評価	資金の交付を継続する。 A 評価の者のうち農業所得目標の達成に向けて重点指導が必要な者であると評価会で判断された者については、サポートチームが中心となって重点指導する。
B 評価	資金の交付を中止する。

（実績報告）

第19条 交付対象者が規則第10条の規定に基づき行う実績報告は、規則第12条の規定により第9条に規定する資金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

（資金の額の確定）

第20条 交付対象者から提出があった実績報告を確認し問題が無い場合に、市長が規則第11条の規定に基づき行う資金の額の確定は、規則第12条の規定により第10条に規定する資金の交付決定の通知をもってこれに替えるものとする。

（資金の交付）

第21条 資金は、前条の規定による資金の額の確定後、交付するものとする。

（資金の交付停止）

第22条 交付対象者が、改正前の実施要綱別記1第5の2の（3）の規定に該当することが明らかになった場合には、市長は資金の交付を停止するものとする。

（資金の返還）

第23条 交付対象者は、改正前の実施要綱別記1第5の2の（4）の規定に該当することが明らかになった場合には、市長に資金を速やかに返還しなければならない。

（住所等の変更）

第24条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に様式第14号の住所等変更届を市長に提出しなければならない。

（資金の帳簿等の保管）

第25条 交付対象者は、交付事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、資金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第26条 この要綱に定めるもののほか、資金の交付に関して必要な事項は市長が定めるものとする。

（附則）

- 1 この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 岡崎市青年就農給付金給付要綱（平成24年10月2日付け24農第527号）の規定に基づき実施している事業については、本要綱の適用を受けるものとする。

（附則）

この要綱は、平成30年4月19日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、平成31年4月17日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和2年4月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

（附則）

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年3月30日から適用する。

2 改正前の岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし改正後の第14条、第17条並びに様式第1号から様式第14号までについては、この限りではない。

（附則）

この要綱は、令和4年6月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

農業次世代人材投資資金申請追加資料

年 月 日

(宛先)岡 崎 市 長

住 所：

[申請者] 氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

農業人材力強化総合支援事業実施要綱の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて*₂）誓約します。

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「人・農地プラン」への位置付け等

集落又は地域名 等		☐ 位置付けられている ☐ 位置付けられる見込み
☐ 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始型）

年 月 ～ 年 月

5 過去の研修等の経験（準備型交付期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

6 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	☐ 加入している又は加入予定 (月) ☐ 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない
農の雇用事業による助成金の交付又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	☐ 交付を受けている又は受けたことがある ☐ 交付を受けていない又は受けたことがない
前年の世帯全体の所得* ₁	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由 (超える場合のみ記入)	
※本欄は交付主体等の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (☐ 有 ☐ 無) 【所見】	

7 保証人*₂

住 所
氏 名
住 所
氏 名

添付書類

別添 1：収支計画

別添 2：履歴書

別添 3：離職票の原本 (離職票の提示が可能な場合)

別添 4：経営を開始した時期を証明する書類 (農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等)

別添 5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類 (過去の経歴を証明する書類 (就業証明書、卒業証明書、住

民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類

別添 7：通帳の写し

別添 8：前年の世帯全員の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添 9：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添 10：経営開始4年目以降の者が青年等就農計画等の承認を申請する場合は、申請者の経営開始3年目の所得、収支を確認できる書類（決算書、所得証明書の写し、通帳の写し、帳簿の写し、青色申告決算書等）

＊ 1 「世帯」とは、本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

＊ 2 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。また、青年等就農計画等の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

収 支 計 画

*既に農業経営を開始している場合は実績を記載

			経営開始				
			計画1年目 (年 月～ 年 月)	計画2年目 (年 月～ 年 月)	計画3年目 (年 月～ 年 月)	計画4年目 (年 月～ 年 月)	計画5年目 (年 月～ 年 月)
農 業 収 入		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
		経営規模					
		生産量					
		売上高 (円)					
	その他						
農業次世代人材投資資金 (円) ※							
収入計 (円) ① (資金を除く)							

		経営開始				
		計画1年目 (年 月～ 年 月)	計画2年目 (年 月～ 年 月)	計画3年目 (年 月～ 年 月)	計画4年目 (年 月～ 年 月)	計画5年目 (年 月～ 年 月)
農 業 経 営 費 (円)	原材料費					
	減価償却費					
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
支出計 (円) ②						
【参考】設備投資 (内容、金額)						

所得計 (円) ①－②					
-------------	--	--	--	--	--

※ 経営開始1年～3年目は150万円。経営開始4～5年目は120万円。夫婦共同経営の場合はこれらの額の1.5倍。

別添 2

履 歴 書

1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒 ー				
(ふりがな)					
連絡先	〒 ー				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齢	性別	電 話 番 号
氏 名		昭和 年 月 日 平成 年 月 日		1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

3 学歴等

履 歴	年	月	学歴・職歴（各別に記入）			
				年	月	免許・資格

第 号
年 月 日

様

岡 崎 市 長

農業次世代人材投資資金（経営開始型）青年等就農計画等の承認について（通知）

年 月 日付けの申請については、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 7 の 2 の（2）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 交付対象期間等

(1) 交付対象期間

年 月 日から 年 月 日まで（ 年間）

ただし、交付要件を満たさなくなった場合、農業経営を中止した場合、適切な農業経営を行っていない場合などには、資金の停止や返還が生じます。

(2) 交付対象期間の考え方

農業人材力強化総合支援事業実施要綱に基づき、青年等就農計画等どおり経営開始していること及び交付要件を全て満たした時点を確認の上、交付対象期間を決定しました。

2 今後の事務手続き

別紙の「経営開始型の計画承認後の事務手続き」に基づき、適切な時期に「交付申請書」、「就農状況報告」を提出していただきますようお願いします。

様式第3号(令和2年度以前に承認された交付対象者)
(令和4年改正通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1別紙様式第19-1号)

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

住 所

氏 名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（3）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第9条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得、被災による資金の交付休止期間中の所得及び資金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3、4} 経営開始初年度の場合：150万円 経営開始2年目以降の場合： (350万円－(ア))×3/5で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない		

- ※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。
- ※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の資金を除く額。
- ※3 1円未満は切り捨てとする。
- ※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

資金の振込口座※

金 融 機 関 店 舗 名 等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金		店・所		出張所		
	金 融 機 関 コ ー ド						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金		口座番号		
	郵便局		記号		(当座)番号		
口座名義人		(ふりがな)氏 名					

添付書類

- ・ 税務署等の収受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

様式 4 号（令和 3 年度以降に承認された交付対象者）
（令和 4 年改正通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 別紙様式第 19-2号）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

住 所

氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 2613 号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（3）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第 9 条の規定に基づき農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付を申請します。

交付期間	年 月 日			～	年 月 日		
今回申請する資金の対象期間	年 月 日			～	年 月 日		
前年の世帯所得※ ¹ 被災による資金の交付休止期間中の所得（ア） を除く額（※ 2）を記載							円
今年の交付金額※ ³ 経営開始 1 ～ 3 年目の場合：150 万円 経営開始 4 ～ 5 年目の場合：120 万円	（イ）						円
今回の交付申請額 原則として（イ）の半額を記載							円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成				☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない			

※ 1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が 600 万円以下であること。
※ 2 地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。
※ 3 夫婦で受給している場合、この額の 1.5 倍を記載すること。

資金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所		出張所	
	金融機関コード						
	預金・貯金の種類		普通預金・当座預金	口座番号			
	郵便局	記号		(当座)番号			
口座名義人		(ふりがな)氏名					

添付書類

・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申

請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付。

様式第 5 号（令和 4 年改正通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 別紙様式第 6 号）

中 止 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

農業次世代人材投資資金の受給を中止しますので、令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 2613 号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（4）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第 13 条の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

休 止 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

農業次世代人材投資資金の受給を休止しますので、令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 2613 号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成 24 年 4 月 6 日付け 23 経営第 3543 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（5）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第 14 条の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

添付書類
母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

様式第 7 号（令和 4 年改正通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記 1 別紙様式第20号）

経 営 再 開 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の受給を再開しますので、令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年 4 月 6 日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 2 の（ 5 ）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第14条の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和 4 年 3 月 29 日 付 け 3 経 営 第 2613 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 に よ る 改 正 前 の 農 業 人 材 力 強 化 総 合 支 援 事 業 実 施 要 綱 （ 平 成 24 年 4 月 6 日 付 け 23 経 営 第 3543 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 ） 別 記 1 第 6 の 2 の （ 7 ） 及 び 岡 崎 市 農 業 次 世 代 人 材 投 資 資 金 交 付 要 綱 第 15 条 の 規 定 に 基 づ き 返 還 免 除 申 請 書 を 提 出 し ま す 。

返還免除を 申請する 理由	
---------------------	--

上記理由について審査したところ適当と認められますので、承認いたします。

年 月 日

岡 崎 市 長

就農状況報告(独立・自営就農)
経営開始 年目・交付開始 年目（ ～ 月分）

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

氏名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条の規定に基づき就農状況報告を提出します。

1. 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。（準備型の交付を受けた者は必須。経営開始型のみの交付対象者の場合は記載不要。））

	既に就農している	年 月 日就農
	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数等			
合 計					
農業経営 の構成 (交付対 象者本 人・家族 労働力)	氏 名	年齢	交付対象者・交付 対象者との続柄 (法人経営にあたっては 役職)	年間の 農業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳 (平成30年度以前に 承認を受けた交付対 象者のみ記入)	親族から		
		第三者から		
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※ 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売 収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載

「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4 前年の総所得（資金を除く）＊1

	万円
--	----

※令和2年度までに承認された交付対象者が記入

5 前年の世帯全体の所得（資金含む）

※経営開始型で令和3年度以降に承認された交付対象者のみ記入

万円	
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ ☐ 有 ☐ 無） 【所見】	

6 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

☐	積み立てている
☐	積み立てていない

※農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

7 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

8 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※要綱別記1の第7の2の（13）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

☐	参加した
☐	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

9 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

☐	加入している
☐	加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

10 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（経営開始型の交付対象者については青年等就農計画並びに別紙様式第2号の別添1の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 別添 1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 決算書及び所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）＊2

3. 通帳及び帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
(変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。)
5. 青色申告決算書（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合）＊2
6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付（令和3年度以降に経営開始型で承認された交付対象者のみ該当）

＊1 7月の報告の際のみ記入する。（資金を除く。）

＊2 経営開始型の交付期間のみ添付する。

別添 1

作 業 日 誌

	作 業 内 容	作業時間
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦型や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載すること。

別添２－１（令和２年度以前に承認された経営開始型交付対象者の場合）

決算書（ 年）

			計画 年目 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農 業 収 入		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金(円)					
収入計①(資金を除く)(円)					

		計画 a	実績 b	実績／計画 b ／ a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計(円)②				
【参考】設備投資(内容、金額)				

農業所得計(円)③＝①－②			
農外所得(円)④		総合計(円)③＋④	

別添 2－2（令和 3 年度以降に承認された経営開始型交付対象者の場合）

決算書

（経営開始 年 月 年 月）

			計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 収 入		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他				
農業次世代人材投資資金（円）					
収入計（円） ①（資金を除く）					
収入計（円） ②（資金を含む）					

		計画※ 経営開始○年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計（円） ③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円） ④ = ①－③				
農外所得（円） ⑤		総所得（資金含む） （円） ② － ③ ＋ ⑤		

※計画欄には、別紙様式第 2 号の別添 1 の収支計画に記載の該当年の計画値を記載すること。

作業日誌(独立・自営就農)
交付終了後 年目（ ～ 月分）

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

氏名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条の規定に基づき作業日誌を提出します。

	作 業 内 容	作業時間
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
月 週		
合 計		

添付資料

- ・確定申告書類又は所得証明書の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
- ・農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類（変更がある場合のみ添付する。）

※ 上記内容が記載された作業日誌を添付することで、作業日誌部分の記載を省略することが可能。

離 農 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

農業経営を中止し、離農（※）しますので、令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第1項の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

添付書類

- ・独立・自営就農者が独立・自営就農を中止又は離農した場合は、農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）

※下線部は、交付期間と同期間の営農継続期間中に就農形態の変更をする場合は、「独立・自営就農を中止」とする。

就 農 中 断 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第2項の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に向けた スケジュール	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

就 農 再 開 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第16条第2項の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日～ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日～ 年 月 日

住 所 等 変 更 届

年 月 日

（宛先）岡 崎 市 長

氏 名

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

令和4年3月29日付け3経営第2613号農林水産事務次官依命通知による改正前の農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の2の（6）及び岡崎市農業次世代人材投資資金交付要綱第24条の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許所、パスポート等の写し）